平成２５年（フ）第３０３号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2197番地
債務者　鬼﨑　偉記
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
愛知県豊田市西山町３丁目30番地９　Ｔステージ梅坪507号
債務者　森　　毅
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白濱　重人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
岐阜市日ノ出町４－５－２、住民票上の住所岐阜市六条大溝２丁目12番17号
債務者　林美佐子こと　朴　美佐子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５号
岩手県二戸市堀野字長地101番地12　平野アパート２号
債務者　堀内　　優
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３６号
岩手県久慈市長内町第７地割16番地23
債務者　長倉しお子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１１５号
群馬県館林市堀工町1900番地の396、前住所群馬県館林市堀工町1900番地の423
債務者　中村　幹男
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１９号
群馬県太田市藪塚町3888番地２
債務者　高田　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５１１号
神奈川県平塚市公所477番地の１　青木貸家
債務者　稲葉　恭子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６号
福岡市早良区城西２丁目９番47―201号、前住所福岡市早良区荒江２丁目23番25―505号
債務者　藤本　英弘
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６３号
福岡市博多区那珂１丁目35番33―310号
債務者　中原　明美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７００号
福岡市南区長住３丁目41番401号、申立時の住所福岡市中央区笹丘３丁目20番15―105号
債務者　土橋　清香
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０４号
福岡市南区柏原６丁目62番３―506号
債務者　松井　昌義
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９５号
福岡県糟屋郡須恵町植木181－９、住民票上の住所福岡市東区多々良１丁目17番12―109号
債務者　松岡　賢一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５１５号
福岡市早良区室住団地18番302号
債務者　佐々木愛美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０６号
福岡市早良区高取２丁目５番43―101号
債務者　小川　清美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２５号
福岡県古賀市天神６丁目12番43号
債務者　古賀啓太郎
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３９号
福岡県糸島市潤３丁目２番１号
債務者　石橋　英幸
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部